

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の施行期日を定める規則……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一

告示

- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…八
- 都営改良住宅の廃止……………（同）…一〇
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…一〇
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…二
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（同）…七
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…二〇
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三

規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十七号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の施行期日を定める規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）の施行期日は、令和六年七月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第百九十八号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
錦糸一丁目アパート	墨田区錦糸一丁目十七番	中層耐火 二九・七平方メートル	一九戸
辰巳一丁目アパート (17号棟)	江東区辰巳一丁目三番	同右 三三・四平方メートル	四〇戸
豊洲四丁目アパート (1号棟)	江東区豊洲四丁目三番ほか	同右 三六・四平方メートル	三〇戸
豊洲四丁目アパート (2、11号棟)	同右	同右 三九・〇平方メートル	九〇戸
烏山アパート (6号棟)	世田谷区北烏山二丁目九番	同右 三一・九平方メートル	四〇戸
上十条アパート (3号棟)	北区上十条一丁目六番	同右 同右	二四戸
田端新町一丁目アパート (1、8号棟)	北区田端新町一丁目十五番ほか	同右 三三・四平方メートル	七五戸
常盤台四丁目アパート (12号棟)	板橋区常盤台四丁目七番	同右 五五・九平方メートル	二〇戸
上沼田第3アパート (2、6、7号棟)	足立区江北七丁目十二番	同右 三五・七平方メートル	九〇戸
上沼田第3アパート (11、12、13、14号棟)	足立区江北七丁目十三番	同右 三七・七平方メートル	一七〇戸
新宿二丁目アパート (8、9、10号棟)	葛飾区新宿四丁目二十六番	同右 五二・五平方メートル	九〇戸
立川松中アパート (13、14号棟)	立川市一番町五丁目八番ほか	同右 三五・七平方メートル	八〇戸
立川松中アパート (5、6、7、8、10、11、12、15号棟)	同右	同右 三七・七平方メートル	二八〇戸
清瀬竹丘一丁目アパート (10号棟)	清瀬市竹丘一丁目十五番	同右 三六・四平方メートル	三五戸
中清戸アパート (1号棟)	清瀬市中里五丁目千六十四番	同右 三三・四平方メートル	四二戸

●東京都告示第五百九十九号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和六年五月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	5	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート（2号棟）	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	76,600
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート（1号棟）	港区南麻布4-3	34.8	1	30,500	100,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	6	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	2	40,900	94,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（9号棟）	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（15号棟）	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（20号棟）	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,600	76,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2-3	41.0	1	34,600	90,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（4号棟）	新宿区戸山2-4	38.3	1	32,500	79,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（23号棟）	新宿区戸山2-23	38.8	1	32,700	80,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	81,000
一般都営	中層耐火	西大久保アパート（1号棟）	新宿区大久保3-13	48.1	1	41,300	79,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	4	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（2号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,100	67,200
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（14号棟）	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	67,900
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（15号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,200	68,200
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（5号棟）	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区立花6-8	55.9	36	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）	墨田区立花6-8	55.9	33	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート（2号棟）	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	80,300
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート（3号棟）	江東区大島4-21	51.0	1	43,200	81,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,400	54,000
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（2号棟）	江東区東砂1-5	42.3	1	34,000	55,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（36号棟）	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	54,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（85号棟）	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	52,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（5号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（7号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	3	30,700	41,300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区東陽3-22	34.4	4	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（1号棟）	江東区南砂4-4	37.9	3	30,700	53,700
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	50,700
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	88,400

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）		江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（1号棟）		品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	82,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）		品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	80,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート（11号棟）		品川区東品川3-32	37.9	1	33,000	52,000
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）		品川区八潮5-1	62.5	2	54,800	95,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート（6号棟）		大田区大森西3-11	36.4	1	28,800	56,100
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート（2号棟）		大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	81,400
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート（10号棟）		大田区本羽田2-10	33.4	2	25,900	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）		大田区矢口2-21	32.9	3	26,000	38,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）		大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	41,400
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート（1号棟）		大田区東糀谷6-9	42.2	2	33,500	51,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート（7号棟）		大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,500	51,300
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート（4号棟）		大田区西糀谷2-26	42.3	1	34,700	61,500
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート（13号棟）		大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	62,600
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート（19号棟）		大田区多摩川2-24	48.1	1	40,200	77,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	89,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	89,400
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（1号棟）		世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,500	84,000
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（4号棟）		世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,400	98,800
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート（1号棟）		世田谷区玉川台2-6	59.6	2	51,100	128,700
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート（2号棟）		世田谷区玉川台2-6	51.0	2	43,800	110,200
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート（7号棟）		世田谷区赤堤3-1	59.6	3	51,200	126,300
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート（7号棟）		世田谷区赤堤3-1	55.9	1	48,100	118,400
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート（18号棟）		世田谷区用賀1-17	59.6	1	50,900	125,900
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート（9号棟）		世田谷区用賀1-16	59.6	1	50,900	125,900
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート（1号棟）		世田谷区弦巻5-3	39.0	1	30,900	77,400
一般都営	中層耐火	等々力六丁目アパート（5号棟）		世田谷区等々力6-34	42.3	1	35,300	79,000
一般都営	中層耐火	等々力六丁目アパート（6号棟）		世田谷区等々力6-34	51.0	1	42,600	95,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（5号棟）		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,100	68,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（6号棟）		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	75,500
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート（7号棟）		世田谷区駒沢3-22	51.0	3	42,500	98,700
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート（10号棟）		世田谷区駒沢3-22	51.0	4	42,500	98,700
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート（1号棟）		渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	32,700	79,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）		渋谷区広尾5-7	37.9	3	35,700	103,600

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-3号棟）		渋谷区広尾5-7	34.3	4	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）		豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	62,300
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（3号棟）		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	79,400
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート（10号棟）		北区西が丘2-16	51.0	1	41,000	77,700
一般都営	高層耐火	王子本町アパート（16号棟）		北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	58,900
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート（11号棟）		北区堀船3-16	55.9	15	44,700	73,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（7号棟）		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（6号棟）		北区赤羽西5-6	36.4	1	28,300	52,700
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート（14号棟）		北区上中里2-13	39.0	1	29,400	59,100
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（6号棟）		北区赤羽北3-11	56.8	1	44,900	90,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	59,000
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）		板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	43,400
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート（3号棟）		板橋区前野町5-18	55.9	3	43,100	86,400
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート（4号棟）		板橋区前野町5-18	59.6	2	45,900	92,100
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート（1号棟）		板橋区小茂根1-6	55.9	12	43,700	92,900
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート（10号棟）		板橋区志村3-10	51.0	2	39,300	66,300
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）		板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,300	70,500
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート（1号棟）		練馬区平和台2-45	55.9	1	44,700	101,400
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目第2アパート（1号棟）		練馬区豊玉中1-9	55.9	4	44,000	94,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート（2号棟）		練馬区春日町3-3	55.9	1	43,700	94,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート（3号棟）		練馬区春日町3-4	55.9	1	43,900	94,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート（4号棟）		練馬区春日町3-4	55.9	2	43,700	94,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート（1号棟）		練馬区春日町3-18	55.9	6	44,300	99,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート（2号棟）		練馬区春日町3-18	55.9	1	44,300	99,300
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート（1号棟）		練馬区関町北3-9	55.9	3	44,100	95,500
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート（2号棟）		練馬区関町北3-9	51.0	2	40,200	87,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート（3号棟）		練馬区関町北3-9	62.1	2	49,000	106,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート（4号棟）		練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	106,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート（5号棟）		練馬区関町北3-9	62.1	2	49,000	106,200
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート（4号棟）		練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	94,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート（5号棟）		練馬区北町8-30	59.6	2	47,100	101,000
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート（6号棟）		練馬区北町8-30	55.9	3	44,100	94,700
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート（1号棟）		練馬区貫井4-36	55.9	1	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート（5号棟）		練馬区貫井4-35	51.0	2	40,000	84,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート (1号棟)	練馬区春日町3-31	48.1	1	37,600	77,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	54,900
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目アパート (1号棟)	練馬区豊玉中1-23	42.3	2	32,500	67,800
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目アパート (2号棟)	練馬区豊玉中1-23	51.0	3	39,200	81,800
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目アパート (3号棟)	練馬区豊玉中1-23	51.0	1	39,200	81,800
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート (1号棟)	練馬区関町南2-15	55.9	3	43,100	86,200
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート (2号棟)	練馬区関町南2-16	55.9	3	43,500	87,700
一般都営	中層耐火	立野町アパート (1号棟)	練馬区立野町13-6	55.9	2	43,600	87,900
一般都営	中層耐火	立野町アパート (2号棟)	練馬区立野町13-11	55.9	7	43,800	89,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (3号棟)	練馬区春日町4-12	48.1	2	37,600	77,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (4号棟)	練馬区春日町4-12	55.9	5	43,700	90,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (5号棟)	練馬区春日町4-12	55.9	5	43,700	90,300
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第2アパート (1号棟)	練馬区貫井1-25	55.9	1	43,800	90,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	111,700
一般都営	中層耐火	関原二丁目アパート (20号棟)	足立区関原2-14	51.0	10	36,200	65,100
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート (1号棟)	足立区島根2-29	51.0	4	36,300	64,300
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート (4号棟)	足立区島根2-29	59.6	4	43,500	84,100
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート (1号棟)	足立区伊興5-2	59.6	5	43,200	81,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (3号棟)	足立区西保木間3-17	48.1	1	34,400	59,900
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	26,500	46,600
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (1号棟)	足立区六月2-24	55.9	7	40,100	73,200
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (2号棟)	足立区六月2-25	48.1	7	34,500	63,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (3号棟)	足立区六月2-26	55.9	4	40,500	74,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (4号棟)	足立区六月2-27	55.9	5	40,500	74,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	40,500	74,700
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (1号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	4	40,800	78,100
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (2号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	4	40,800	78,100
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	4	35,100	67,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	16	40,800	78,100
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (1号棟)	足立区青井4-36	59.6	3	44,300	93,500
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (2号棟)	足立区青井4-36	51.0	7	37,900	80,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (3号棟)	足立区青井4-37	59.6	8	44,300	93,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (1号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	44,100	91,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (2号棟)	足立区六月2-8	59.6	5	43,000	76,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (3号棟)	足立区六月2-8	51.0	2	36,800	65,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (1号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,600	84,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	44,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (9号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,500	39,400
一般都営	中層耐火	千住元町アパート (1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	22,800	27,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,300	36,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (3号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,300	33,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,100	41,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	39,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	39,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	41,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	45,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	4	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (1号棟)	足立区舎人6-11	51.0	1	36,100	62,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	43,900
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (2号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	35,400	51,400
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート (5号棟)	足立区平野3-14	51.0	4	36,100	62,600
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート (7号棟)	足立区平野3-14	51.0	11	36,100	62,600
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	73,200
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	73,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	41	39,700	71,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	22	39,700	71,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	14	39,700	71,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	28	39,700	71,700
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート (5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	7	39,900	69,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート (3号棟)	足立区青井3-30	55.9	6	41,400	87,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート (4号棟)	足立区青井3-30	55.9	11	41,400	87,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート (2号棟)	足立区青井3-31	51.0	7	37,800	79,500
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート (1号棟)	足立区青井3-29	51.2	12	38,000	77,900

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上千葉アパート (3号棟)		葛飾区堀切8-8	59.6	6	45,100	94,200
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (1号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	6	45,300	95,300
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (2号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	3	45,300	95,300
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (3号棟)		葛飾区亀有2-11	55.9	6	42,300	89,300
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (4号棟)		葛飾区亀有2-11	59.6	7	45,300	95,300
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (1号棟)		葛飾区奥戸1-12	59.6	7	44,800	84,400
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (2号棟)		葛飾区奥戸1-13	59.6	5	44,800	84,400
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (2号棟)		葛飾区奥戸1-13	55.9	4	42,000	81,000
一般都営	中層耐火	白鳥三丁目アパート (1号棟)		葛飾区白鳥3-2	59.6	1	45,000	91,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-3	55.9	3	41,800	80,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-3	48.1	2	35,900	69,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)		葛飾区亀有1-3	59.6	8	45,000	91,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-13	59.6	1	44,900	92,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,400	79,100
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第5アパート (1号棟)		葛飾区西亀有2-52	59.6	1	45,600	99,700
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート (1号棟)		葛飾区柴又5-20	55.9	4	41,400	79,200
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート (1号棟)		葛飾区柴又1-38	56.8	1	41,800	78,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	74,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (7号棟)		葛飾区南水元1-30	55.8	1	41,400	78,900
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (2号棟)		葛飾区西水元5-4	59.6	3	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (3号棟)		葛飾区西水元5-4	59.6	10	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (4号棟)		葛飾区西水元5-4	59.6	6	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (5号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	3	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (6号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (7号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	3	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (1号棟)		葛飾区西水元5-3	59.6	5	43,500	78,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	47,300
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート (1号棟)		江戸川区平井7-23	39.0	1	28,300	47,800
一般都営	中層耐火	平井七丁目第5アパート (36号棟)		江戸川区平井7-25	42.3	1	31,900	51,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート (2号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	32,800	66,300
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート (1号棟)		八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,500	71,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-1号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	74,300

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-6号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	80,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-4号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	80,900
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート (2号棟)		立川市羽衣町1-5	55.9	1	33,800	75,600
一般都営	中層耐火	立川松中アパート (16号棟)		立川市一番町5-8	35.7	4	17,000	32,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (55号棟)		立川市富士見町6-55	52.4	1	28,800	55,600
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (56号棟)		立川市富士見町6-56	52.4	1	28,800	55,600
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート (2号棟)		立川市錦町6-6	55.9	1	32,500	74,500
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート (1号棟)		立川市錦町6-6	55.9	1	32,500	74,500
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (5号棟)		三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	96,000
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート (2号棟)		三鷹市中原4-35	51.2	1	36,100	58,900
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート (1号棟)		府中市美好町2-4	51.0	2	28,600	65,500
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (1号棟)		府中市天神町2-10	55.9	7	35,900	86,800
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (2号棟)		府中市天神町2-10	62.1	5	39,900	96,500
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (3号棟)		府中市天神町2-10	62.1	9	39,900	96,500
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (4号棟)		府中市天神町2-10	62.1	3	39,900	96,500
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート (1号棟)		昭島市玉川町1-8	42.6	1	20,100	48,800
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート (3号棟)		昭島市東町1-15	51.0	14	26,900	61,700
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート (3号棟)		昭島市東町1-15	42.3	2	22,700	50,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート (1号棟)		調布市富士見町3-17	62.1	7	37,800	95,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)		調布市国領町3-8	53.5	4	29,600	68,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (3号棟)		調布市国領町3-8	45.2	3	25,000	57,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	4	25,000	57,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)		調布市国領町8-1	51.2	5	30,300	78,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (9号棟)		調布市国領町8-1	51.2	2	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (1号棟)		調布市深大寺元町4-35	51.0	8	31,000	72,700
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (2号棟)		調布市深大寺元町4-35	62.1	5	37,800	88,600
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (3号棟)		調布市深大寺元町4-35	62.1	4	37,800	88,600
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート (2号棟)		調布市富士見町4-14	62.1	5	37,500	91,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート (1号棟)		調布市富士見町4-14	51.0	5	30,800	75,000
一般都営	中層耐火	調布富士見町一丁目アパート (1号棟)		調布市富士見町1-8	55.9	1	32,800	76,600
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (4号棟)		調布市深大寺東町8-24	62.1	1	37,700	96,400
一般都営	中層耐火	菊野台一丁目アパート (1号棟)		調布市菊野台1-7	62.1	6	38,600	101,600
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート (1号棟)		調布市調布ヶ丘2-28	62.1	5	39,500	104,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布ケ丘二丁目アパート (2号棟)	調布市調布ケ丘2-28	55.9	4	35,600	94,000
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (3号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (6号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (8号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,700	76,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (3号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	80,600
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (3号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	68,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (8号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (1号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	62,400
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (4 6号棟)	町田市森野2-2	55.9	35	32,500	80,400
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート (1号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	30,600	61,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (1号棟)	町田市忠生4-9	55.9	5	30,200	58,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (2号棟)	町田市忠生4-12	55.9	8	30,200	58,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (3号棟)	町田市忠生4-10	62.1	1	33,500	65,400
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (3号棟)	町田市忠生4-10	55.9	10	30,200	58,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート (4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	9	30,200	58,800
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (1 0号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,000	62,700
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (5号棟)	日野市平山4-20	33.4	1	15,000	30,000
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (1号棟)	日野市新井3-1	35.7	2	15,900	33,500
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	17,900	39,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (5号棟)	東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,400	60,300
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (1号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	46,500
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	8	22,900	46,500
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (3号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	5	22,900	46,500
一般都営	中層耐火	国分寺西町一丁目アパート (2号棟)	国分寺市西町1-2	59.6	1	34,900	82,800
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (2 5号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	9	37,500	106,700
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (2 5号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	6	38,000	108,100
一般都営	中層耐火	国分寺南町三丁目アパート (2 0号棟)	国分寺市南町3-9	51.0	2	32,500	88,200
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,000	81,200
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	7	38,600	90,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (8号棟)	西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	85,400
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (1号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	2	38,100	88,900
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (2号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	88,900
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (3号棟)	西東京市北原町1-35	55.9	1	35,200	82,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (4号棟)	西東京市北原町2-12	62.1	6	38,900	91,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (5号棟)	西東京市北原町2-12	60.5	5	37,900	88,900
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (6号棟)	西東京市北原町2-12	58.1	1	36,600	85,400
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (1号棟)	西東京市芝久保町4-25	51.1	5	31,500	72,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (2号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	7	34,900	80,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (3号棟)	西東京市芝久保町4-25	60.2	6	37,000	85,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (4号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	9	34,900	80,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (5号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	3	34,900	80,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (6号棟)	西東京市芝久保町4-25	60.2	4	37,200	85,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	80,300
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,300	93,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (2 2号棟)	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	74,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (4号棟)	西東京市芝久保町3-3	61.3	2	37,800	86,100
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート (2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	28	38,200	92,300
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (1号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,300	89,400
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (4号棟)	西東京市柳沢2-13	62.1	1	38,500	89,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (8号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1 3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1 5号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1 7号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1 9号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (2 1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (2 9号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (6号棟)	清瀬市竹丘1-7	55.9	1	31,500	65,900
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (1号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	2	34,700	77,800
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (2号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	77,800
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (3号棟)	清瀬市元町2-9	51.1	4	30,500	68,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-1 1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-8 号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-1 1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-4-1 1号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	55,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-4-2 号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	55,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1 1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,800	65,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-4-2 号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-4-4 号棟)	多摩市和田3-4	37.7	2	17,700	35,200

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3－4－5号棟）	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3－2－7号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	61,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（1号棟）	多摩市鶴牧5-40	61.3	6	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（2号棟）	多摩市鶴牧5-40	61.3	4	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（3号棟）	多摩市鶴牧5-40	61.3	10	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（4号棟）	多摩市鶴牧5-40	61.3	10	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（5号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（6号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	3	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（6号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（7号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	2	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（7号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（8号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（8号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（9号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（9号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（10号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（11号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	2	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（13号棟）	多摩市鶴牧5-40	63.6	2	36,600	74,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（13号棟）	多摩市鶴牧5-40	65.5	3	37,700	76,500
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート（3号棟）	稲城市大丸82	42.3	1	22,200	52,600
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート（1号棟）	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	70,400
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート（34号棟）	瑞穂町むさし野1-5	36.4	1	16,000	32,400

●東京都告示第六百号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基
づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
多摩ニュータウン愛宕四丁目団地（1号棟）	多摩市愛宕四丁目五十二番地の二	高層耐火 三四・六平方メートル	二六戸	二七、六〇〇円	七二、一〇〇円
同右	同右	同右	四二戸	三二、二〇〇円	八四、一〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三八、一〇〇円	九九、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	三八、二〇〇円	九九、八〇〇円
同右	同右	同右	二〇戸	四五、七〇〇円	一一九、六〇〇円
多摩ニュータウン愛宕四丁目団地（2号棟）	多摩市愛宕四丁目五十二番地の三	同右	三〇戸	二七、六〇〇円	七二、二〇〇円
同右	同右	同右	一八戸	三二、二〇〇円	八四、三〇〇円
同右	同右	同右	六戸	三八、一〇〇円	九九、九〇〇円
同右	同右	同右	一二戸	四五、七〇〇円	一一九、八〇〇円
多摩ニュータウン愛宕四丁目団地（3号棟）	同右	同右	四〇戸	二七、六〇〇円	七二、二〇〇円
同右	同右	同右	二四戸	三二、二〇〇円	八四、三〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三八、一〇〇円	九九、九〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	四五、七〇〇円	一一九、八〇〇円
多摩ニュータウン愛宕四丁目団地（4号棟）	同右	同右	三〇戸	二七、六〇〇円	七二、二〇〇円
同右	同右	同右	一八戸	三二、二〇〇円	八四、三〇〇円
同右	同右	同右	六戸	三八、一〇〇円	一一〇、〇〇〇円
同右	同右	同右	一二戸	四五、七〇〇円	一一九、九〇〇円
多摩ニュータウン愛宕四丁目団地（5号棟）	多摩市愛宕四丁目五十二番地の二	同右	二八戸	二七、六〇〇円	七二、〇〇〇円
同右	同右	同右	四二戸	三二、二〇〇円	八四、一〇〇円
同右	同右	同右	七戸	三八、一〇〇円	九九、七〇〇円
同右	同右	同右	一四戸	四五、七〇〇円	一一九、五〇〇円

●東京都告示第六百一号			(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。		東京都知事 小 池 百合子
次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例			令和六年四月三十日		
名 称	位 置	構造及び規模	戸 数		
豊洲四丁目アパート (3、4号棟)	江東区豊洲四丁目三番ほか	中層耐火 三六・二平方メートル	八四戸		
豊洲四丁目アパート (12号棟)	江東区豊洲四丁目五番	同右 三六・四平方メートル	二六戸		
豊洲四丁目アパート (3、4号棟)	江東区豊洲四丁目三番ほか	同右 四九・四平方メートル	二一戸		
豊洲四丁目アパート (12号棟)	江東区豊洲四丁目五番	同右 四九・八平方メートル	四戸		
烏山アパート (2、3号棟)	世田谷区北烏山二丁目九番	同右 三二・六平方メートル	九五戸		
烏山アパート (2号棟)	同右	同右 四五・八平方メートル	五戸		
●東京都告示第六百二号					
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和六年五月一 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。					
令和六年四月三十日					
東京都知事 小 池 百合子					

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（1号棟）	北区浮間1-12	48.1	1	38,700
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート（6号棟）	足立区六月2-29	63.1	1	45,700
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート（6号棟）	足立区六月2-29	48.1	7	34,800

●東京都告示第六百三十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
台場一丁目五番街駐車 港区台場一丁目五番 四一区画
場
南小岩二丁目アパート 江戸川区南小岩二丁 一八区画
駐車場 目四番

●東京都告示第六百四十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数
愛宕四丁目団地駐車場 多摩市愛宕四丁目五 一四三区画
十二番地ほか

●東京都告示第六百五十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったの

で、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

南小岩七丁目地区市街地再開発準備組合

理事長 板倉 浩

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号

二 対象事業の名称及び種類

南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江戸川区南小岩七丁目に位置する約一・五ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、保育所、駐車場、駐輪場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和六年四月三十日から同年五月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江戸川区環境部環境課

江戸川区中央一丁目四番一号

イ 葛飾区環境部環境課

葛飾区立石五丁目十三番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

・環境に及ぼす影響の評価の結論
地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1 (1)～(9)に示すとおりである。

表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評 価 の 結 論
工 事 の 施 行 中	(7)建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.048ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は41.2%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.042mg/m ³ であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は10.5%である。 工事の実施に当たっては、排出ガス対策型（第二次基準）の建設機械を使用するとともに、事前に施工計画の詳細検討を行い、これを工事計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 また、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が50.04ppmを超えることから、排出ガス対策型建設機械（第三次基準）を可能な限り採用し、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.04ppmを大きく上回らないよう努める。 以上のことから、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。 (4)工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.036ppmであり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は1.65～1.93%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.039mg/m ³ であり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.02%である。 工事の実施に当たっては、交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。
工 事 の 完 了 後	(7)関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.035～0.036ppmであり、環境基準を満足し、寄与率は0.00～0.14%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.039mg/m ³ であり、環境基準を満足し、寄与率は0.00～0.01%である。 工事の完了後においては、納品物を集約して搬入する集中納品や積載率の向上に努め、搬出入車両台数の削減を図るとともに、搬出入等物流車両の走行に当たっては、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	(イ) 駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.035ppmであり、環境基準を満足し、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は1.85%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間25%除外値は0.039mg/m ³ であり、環境基準を満足し、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.06%である。 工事の完了後においては、駐車場内の速度規制及びアイドリズストップを遵守するとともに、駐車場の適正利用を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。
2. 騒音・振動	(7) 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル・振動レベル a. 建設作業騒音 工事着手後23ヶ月目における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、計画地北西側の敷地境界付近で最大71dBであり、評価の指標（80dB）を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」、「稼働台数の低減」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。 b. 建設作業振動 工事着手後23ヶ月目における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、計画地北西側の敷地境界付近で最大66dBであり、評価の指標（70dB）を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「稼働台数の低減」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。 (イ) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル a. 道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間64～67dBであり、No.②で環境基準を上回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の削減、工事用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。 b. 道路交通振動 工事の施行中における工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間45～48dB、夜間45～48dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工事用車両台数の削減、工事用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	(7) 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル a. 道路交通騒音 平日における関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間60～67dB、夜間54～62dBであり、No.②の昼間及びNo.⑤の昼間並びに夜間を除き環境基準を下回っている。 休日における関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間59～67dB、夜間54～62dBであり、No.②の昼間及びNo.⑤の昼間並びに夜間を除き環境基準を下回っている。 事業の実施に当たっては、事前に事業計画の詳細検討を行い、その結果を搬入出入車計画に反映させ、集中納品や積載率の向上による台数削減、規制速度の遵守、走行ルートや走行時間帯の分散化のほか、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。 以上のことから、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。 b. 道路交通振動 平日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間33～46dB、夜間30～46dBであり、規制基準を下回っている。 休日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間30～45dB、夜間26～45dBであり、規制基準を下回っている。 事業の実施に当たっては、事前に事業計画の詳細検討を行い、その結果を搬入出入車計画に反映させ、集中納品や積載率の向上による台数削減、規制速度の遵守、走行ルートや走行時間帯の分散化のほか、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。 以上のことから、関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。
3. 土壌汚染	(7) 汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度 土地利用の履歴等の状況から、計画地の一部区域については特定有害物質の使用等に起因する土壌汚染のおそれ考えられる。当該敷地には既存の建屋が存在し、現況においては汚染の有無を把握できないことから、当該敷地の改変時に「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づく土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく適切な対策を講じる計画であり、本計画における土地の改変により汚染土壌が計画地周辺に拡散することはないものと考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考えられる。
4. 地盤	(7) 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 本事業では、G.L.約-14.0m程度まで掘削する計画であり、山留壁の変形による地盤の変形が生じる可能性考えられる。 そのため、本事業では、掘削工事において、剛性及び遮水性の高いソイルセメント柱列壁（SMW）工法を採用し、地下水の漏れを抑え、地下水の水位低下と地盤沈下を防止するため、地盤支持力が得られるG.L.約-26.0mの砂質土層（Ds2層）まで掘入れを行う。 また、計画地周辺の地盤の変形を防止するため、山留支保工として水平切梁及びブラインドアンカーを設置し、計画地及び周辺への影響を最小限に抑える。 以上のことから、掘削区域周辺での掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいと考えられ、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
工事の施行中	(イ)掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化に伴う地盤沈下の範囲及び程度 本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いS・MWを地盤支持力が得られるG.L.約-26.0mの砂質土層（Ds2層）まで掘入れする計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。しかし、掘削工事に伴い設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、また、山留壁は第一帯水層を完全に遮断するものではないため、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れることから、山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。 また、掘削工事においては、G.L.約-14.0mの砂質土層（As2層）まで掘削する計画であり、掘削工事中、ボーリング等の掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。 そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、必要に応じてデイトラウェル工法（地下水位低下工法）を採用し、地下水位を観測しながら第一帯水層の地下水を揚水して減圧する。揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法（復水工法）により地盤へ還元する。 なお、山留壁の掘入れの深さについては、今後詳細なボーリング調査を行い、適切な位置について検討を進める。 併せて工事の施行中は観測井戸を設置し、地下水の水位の観測を掘削工事着手前から継続的に実施し、地下水の水位の状況について十分な監視を行う。 以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さく、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。
工事の完了後	(7)地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度 本事業では、地下構造物等の設置により、第一帯水層の一部に改変を加えることになり、地下水の水位の低下及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。 帯水層中に地下構造物等を設置すると、地下水の流れは一部遮断されるが、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺に広範囲に分布しているとともに、地下水の流れを阻害する地下構造物等が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して小さく、また、地下構造物等は第一帯水層を完全に遮断するものではないため、地下水は地下構造物等の周囲を迂回して流れることから、地下構造物等による地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考える。 併せて地盤及び地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。 以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さく、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。

表 1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	工事の施行中 (7)掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いS・MWを地盤支持力が得られるG.L.約-26.0mの砂質土層（Ds2層）まで掘入れする計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。しかし、掘削工事に伴い設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、また、山留壁は第一帯水層を完全に遮断するものではないため、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れることから、山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。 また、掘削工事においては、G.L.約-14.0mの砂質土層（As2層）まで掘削する計画であり、掘削工事中、ボーリング等の掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。 そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、必要に応じてデイトラウェル工法（地下水位低下工法）を採用し、地下水位を観測しながら第一帯水層の地下水を揚水して減圧する。揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法（復水工法）により地盤へ還元する。 なお、山留壁の掘入れの深さについては、今後詳細なボーリング調査を行い、適切な位置について検討を進める。 併せて工事の施行中は観測井戸を設置し、地下水の水位の観測を掘削工事着手前から継続的に実施し、地下水の水位の状況について十分な監視を行う。 以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さく、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。
6. 日影	工事の完了後 (7)地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業では、地下構造物等の設置等により、第一帯水層の一部に改変を加えることになり、地下水の水位の低下及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。 帯水層中に地下構造物等を設置すると、地下水の流れは一部遮断されるが、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺に広範囲に分布しているとともに、地下水の流れを阻害する地下構造物等が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して小さく、また、地下構造物等は第一帯水層を完全に遮断するものではないため、地下水は地下構造物等の周囲を迂回して流れることから、地下構造物等による地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考える。 併せて地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。 以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さく、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。 計画建築物により日影が生じると想定される範囲には日影規制対象区域が存在するが、規制時間に係る日影の範囲は日影規制が指定されていない計画地周辺区域内に収まっており、いずれの規制対象区域においても、計画建築物により規制時間を超える日影が生じることはないと考える。 また、計画建築物による、不特定多数の利用度や滞留度が高いと考えられる代表的な地点における日影時間の増加については、夏至日にはJ・R小岩駅南口で約1時間20分の増加、春・秋分にはサンロード・小岩中央通り交差点で約2時間の増加、冬至日にはJ・R小岩駅南口及びうさぎ児童遊園付近でそれぞれ約50分の増加と予測するが、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物の高層棟を北及び北東側の敷地境界から極力後退させる計画として、ことから、計画建築物により増加する日影時間についてできる限りの低減が図られていると考ええる。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制」を満足するものと考える。

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評 価 の 結 論
	(7)計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物による地上デジタル放送の遮へい障害は、広域局については敷地境界から東北東方向に最大幅約 70m、最大距離約 20m の範囲に及び、県域局については同じく東北東方向に最大幅約 90m、最大距離約 60m の範囲に及ぶと予測される。 計画建築物による衛星放送の遮へい障害は、BS デジタル放送及び東経 110 度 CS デジタル放送については敷地境界から北東方向に最大幅約 70m、最大距離約 200m の範囲に生じ、東経 124 度 CS デジタル放送については敷地境界から北北東方向に最大幅約 80m、最大距離約 160m の範囲に生じ、東経 128 度 CS デジタル放送については同じく北北東方向に最大幅約 90m、最大距離約 150m の範囲に生じると予測される。 本事業の実施にあたり計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合に、ケーブルテレビの活用等の適切な電波障害対策を講じる計画であり、これによりテレビ電波障害の影響は解消されと考える。 また、反射障害については、地上デジタル放送及び衛星放送におけるデータ伝送方式及び受信システムの特性から、障害は発生しないと考える。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものとする。
7.電波障害 工 事 の 完 了 後	
8.風環境 工 事 の 完 了 後	(7)平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 計画建築物の建設前における計画地及びその周辺の風環境については、測定点 130 地点のうち約 88%にあたる 114 地点が領域 A（住宅地相当）、残りの 16 地点が領域 B（低中層市街地相当）となっている。なお、領域 C（中高層市街地相当）及び領域 D（強風地域相当）に評価される地点は見られない。 計画建築物の建設後（対策前）においては、建設前と比較して領域 A ➡ 領域 C と平均風速が二段階大きくなった地点が 1 地点、領域 A ➡ 領域 B と一段階大きくなった地点が 8 地点あり、計画地の東側周辺に多くに見られる。一方、3 地点については平均風速が一段階小さく（領域 B ➡ 領域 A）なっている。 計画建築物の建設後（対策後）においては、建設前と比較して領域 A ➡ 領域 B と平均風速が一段階大きくなった地点が 8 地点、領域 B ➡ 領域 A と一段階小さくなった地点が 3 地点となっている。また、建設後（対策前）と建設後（対策後）を比較すると、建設後（対策前）において領域 C と予測される 11 地点のうち、9 地点については建設後（対策後）は領域 B と平均風速が一段階小さくなっている。 したがって、防風対策の実施後は、領域 C（中高層市街地相当）と評価される計画建築物の 5 階及び 6 階部分の各 1 地点を除き、計画地及びその周辺の風環境は領域 A（住宅地相当）あるいは領域 B（低中層市街地相当）と評価される。 以上のことから、計画建築物の存在に対し適切な防風対策を実施することにより、計画地及びその周辺の風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評 価 の 結 論
	(7)主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 計画地周辺は、建築物、道路、線路（高架）を主な景観構成要素とし、駅周辺市街地の景観、住居が混在した景観及び住宅地の景観が形成されている。 本事業の主要な用途は商業・公益の複合施設及び住宅であり、地域の土地利用の用途を大きく変化させることはない。しかしながら、本事業においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市防災の機能を含めた都市機能の更新を図るため、本地区を一体的かつ総合的に開発し、公開空地、広場空間などの整備に合わせて大規模商業施設、高層都市型住宅などの整備を行うことから、計画地周辺の主要な景観要素の一部は改変することとなる。 一方で、本事業では、歩道幅と壁面後退により歩道状空地を新設し、十分な歩行者空間を確保するとともに、計画地内の空地の緑化を推進することにより、ゆとりと潤いのある市街地環境の創出を図ることから、駅の景観拠点のシンボルとなる魅力的でにぎわいのある都市的景観が新たに形成されるものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地域のシンボル性をもたせた景観をつくる。人々が交流するにぎわいの拠点となる景観をつくる。」を満足すると考える。 (4)代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 近景域では、計画建築物は駅の景観拠点におけるランブークとして出現し、既存建築物及び周辺計画建築物とともに、にぎわいのある都市的な街並みにおける新たなシンボルとして視認されと考える。 中景域、遠景域では、計画建築物は、計画地南側に隣接する「アルファグランド小岩スカイフアースト」及び小岩駅北口の「東京グランフアースト」等をランブークとする駅の景観拠点のスカイラインの中に出現し、既存のランブーク及び周辺計画建築物とともに、都市的な街並みにおける新たなシンボルとして視認されと考える。 以上のことから、評価の指標とした「地域のシンボル性をもたせた景観をつくる。人々が交流するにぎわいの拠点となる景観をつくる。」を満足するものとする。 (5)圧迫感の変化の程度 工事完了後における形態率を現況と比較すると、地域全体の建築物については現況より 4.9～14.1 ポイント増加し、計画地内の建築物については現況より 4.7～13.6 ポイント増加する。 本事業においては、既存道路の拡幅整備による歩道の拡幅に加え、計画建築物の配置にあたって壁面を後退させることにより、計画建築物の周囲にゆとりのある歩行者空間を確保する。 また、計画地内の空地の緑化を推進し、植物の緑により歩行者の視野を和らげる計画である。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。
9.景観 工 事 の 完 了 後	
10.自然との触れ合い活動の場 工 事 の 施 行 中	(7)自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 本事業では、工事の施行中において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路上に工事用車両出入口を設ける計画であることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を与える状況が生じるものと考えられるが、工事用車両出入口の管理にあたっては交通誘導員を適切に配置して経路利用者の安全に十分配慮するとともに安全な歩行空間を確保することにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響は軽減できると考える。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると評価する。

●東京都告示第六百六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

豊島区 池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、上池袋二丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、目白二丁目、目白三丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、千川一丁目、千川二丁目、要町一丁目、要町二丁目、要町三丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、長崎五丁目及び長崎六丁目の区域

板橋区

大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原三丁目及び南町の区域

練馬区

旭丘二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

池袋駅西口地区市街地再開発事業準備組合

理事長 後藤 文男

豊島区池袋一丁目十八番二号

東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

墨田区押上一丁目一番二号

三 対象事業の名称及び種類

池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、東京都豊島区西池袋一丁目に位置する敷地面積約三万三千四百三十平方メートルに、業務施設、商業施設、宿泊施設、住宅、駅施設、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和六年四月三十日から同年五月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 豊島区環境清掃部環境保全課

豊島区南池袋二丁目四十五番一号

イ 板橋区資源環境部環境政策課

板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年六月十三日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号 一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

別記（原文のまま記載）

・環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	【工事の施行中】 【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素について、B棟及びC棟工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.073ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は71.6%である。 A棟及びB棟工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.083ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は76.0%である。 また、浮遊粒子状物質について、B棟及びC棟工事期間における建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.054mg/㎥であり、環境基準値(0.10mg/㎥以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は37.4%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満～1.0%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.033mg/㎥であり、環境基準値(0.10mg/㎥以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 【工事の完了後】 【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満～0.3%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.033mg/㎥であり、環境基準値(0.10mg/㎥以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.036ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は5.0%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に換算した値は0.035mg/㎥であり、環境基準値(0.10mg/㎥以下)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.2%である。 【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.036ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は2.1%である。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音】 B棟及びC棟工事期間のうち解体工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事着工後26ヶ月目でB棟敷地境界南側付近において最大84dB、建設工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事着工後49、50ヶ月目でB棟敷地境界北側付近において最大78dBであり、勧告基準値(85dB及び80dB)を下回る。また、A棟工事期間のうち解体工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事着工後107、108ヶ月目で西側反囲い境界北側付近において最大82dB、建設工事を対象とした建設作業の騒音レベルは工事着工後116ヶ月目で西側反囲い境界北側付近において最大80dBであり、勧告基準値(85dB及び80dB)以下となる。 また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業騒音の低減に努める。 【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動】 B棟及びC棟工事期間のうち解体工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事着工後26ヶ月目でB棟敷地境界南側付近において最大69dB、建設工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事着工後49、50ヶ月目でC棟敷地境界西側付近において最大68dBであり、勧告基準値(75dB及び70dB)を下回る。また、A棟工事期間のうち解体工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事着工後107、108ヶ月目で西側反囲い境界北側付近において最大71dB、建設工事を対象とした建設作業の振動レベルは工事着工後116ヶ月目で西側反囲い境界北側付近において最大70dBであり、勧告基準値(75dB及び70dB)以下となる。 また、建設機械の稼働が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる建設作業騒音の低減に努める。 【工事車両の走行に伴う道路交通の騒音】 工事車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間63～68dBであり、全ての地点で環境基準を満足している。工事車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1未満～2dBである。 また、工事車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通騒音の低減に努める。 【工事車両の走行に伴う道路交通の振動】 工事車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{a0})は、昼間46～53dB、夜間44～46dBであり、全ての地点で規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。工事車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は1未満～2dB、夜間は1未満～1dBである。 また、工事車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通振動の低減に努める。
3. 日影	《工事の完了後》 計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、計画地の北西方向に約300m程度の範囲に生じているが、計画地及びその周辺は商業地域に指定されていることから、日影規制対象区域外となっている。そのため、計画建築物の存在により日影規制を超える日影は生じない。 計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画地北西側に交通広場を整備するとともに、計画建築物B棟を計画地南東側に、C棟を計画地南側に配置するとしている。また、計画建築物A棟、B棟及びC棟の間隔を開け、壁面長さを抑えたこととした。これにより、冬至日において、4時間以上の日影が生じる範囲及び2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考ええる。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考ええる。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 電波障害	《工事の完了後》 計画建築物により、計画地北西方向において、反射障害が生じると予測する。また、ル放送の遮へい障害が、計画地北西方向において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。計画地北東側及び北北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切なテレビ電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考ええる。
5. 風環境	《工事の完了後》 計画建築物の存在（建設後（対策前））において、計画地内に領域C（中高層市街地相当の風環境）が1地点出現するが、防風対策を実施することにより、計画地及びその周辺は、全ての地点で領域A（住宅地相当の風環境）及び領域B（低中層市街地相当の風環境）の風環境になると予測する。 以上のことから、計画地及び周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とはほぼ同様の領域A及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考ええる。
6. 景観	《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 事業の実地により、現況の事務所建築物及び専用商業施設を主体とした中高層建築物が多く立地する都市景観に大きな変化はないが、池袋駅に隣接した高層建築物として計画建築物が出現することで、計画建築物が池袋駅周辺における新たな景観要素として認識されるものと考ええる。 計画地及びその周辺の低中層の住宅、事務所建築物等を中心とした市街地景観を呈する地域では、高層建築物の出現により、都市景観と市街地景観が一体となった新たな景観が形成される。 以上のことから、池袋駅西口周辺の景観形成方針、及び景観形成基準との整合が図られるものと考ええる。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域及び中景域においては、主に計画建築物が視野に占める割合は比較的大きく、池袋駅西口の新たな顔として、より都市的な眺望が形成されるものと考ええる。 遠景域においては、周辺の建築物と連続したスカイラインが形成されとともに、市街地景観と都市景観が融合した眺望が形成されるものと考ええる。 以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、池袋駅西口の新たな顔として、より都市的な眺望が形成され、「豊島区景観計画」に定める「池袋駅西口周辺景観形成特別地区」の景観形成方針、及び景観形成基準との整合が図られるものと考ええる。 【圧迫感の変化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大82.6ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離を確保する計画とする。また、複数の広場状空間とそれをつなぐ歩行者空間の整備により駅・公園・広場、東京芸術劇場等を意識した視線の投げが創出されとともに、建物低層部では壁の分割化をはかることで、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。

●東京都告示第六百七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立滝山公園 別図(1)のとおり 令和六年五月一日

東京都立狭山・境緑道 別図(2)のとおり 同日

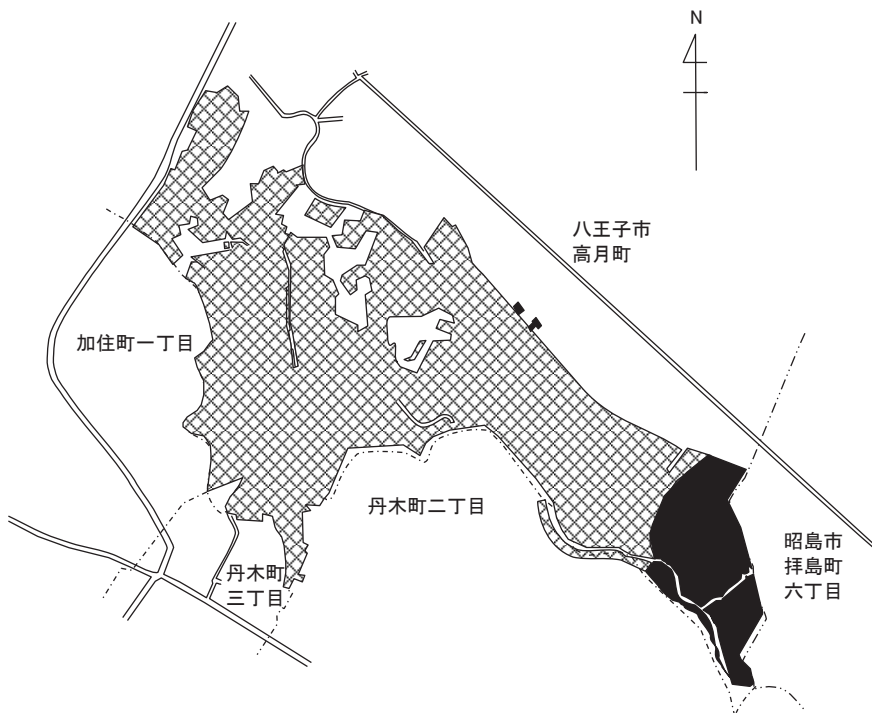
東京都立中藤公園 別図(3)のとおり 同日

別図(1)

東京都立滝山公園 区域変更略図

変更箇所 八王子市高月町

変更前の区域	面積	三二一、〇五五・六二	平方メートル
追加区域	面積	四二、四八七・七三	平方メートル
変更後の面積	面積	三六三、五四三・三五	平方メートル

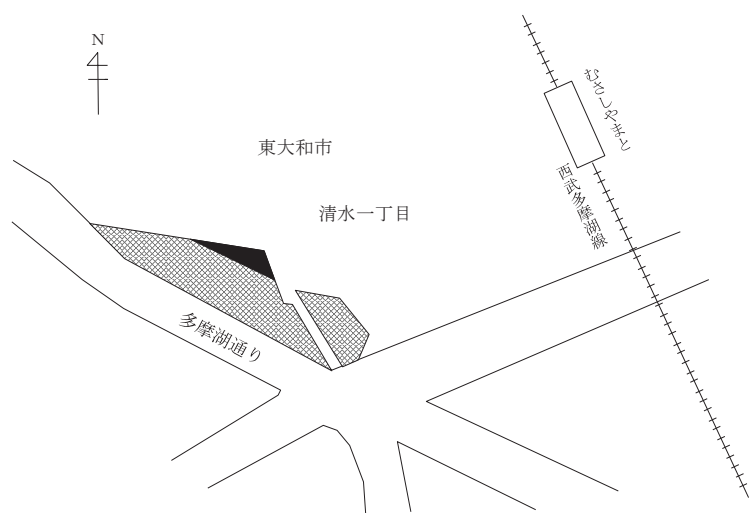
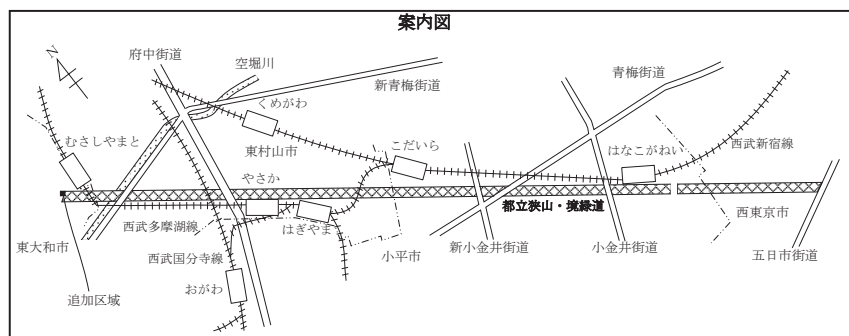


別図(2)

東京都立狭山・境緑道 区域変更略図

変更箇所 東大和市清水一丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	八四、四二・五九 平方メートル	一四八・九六 平方メートル
変更後の面積	八四、五六一・五五 平方メートル	

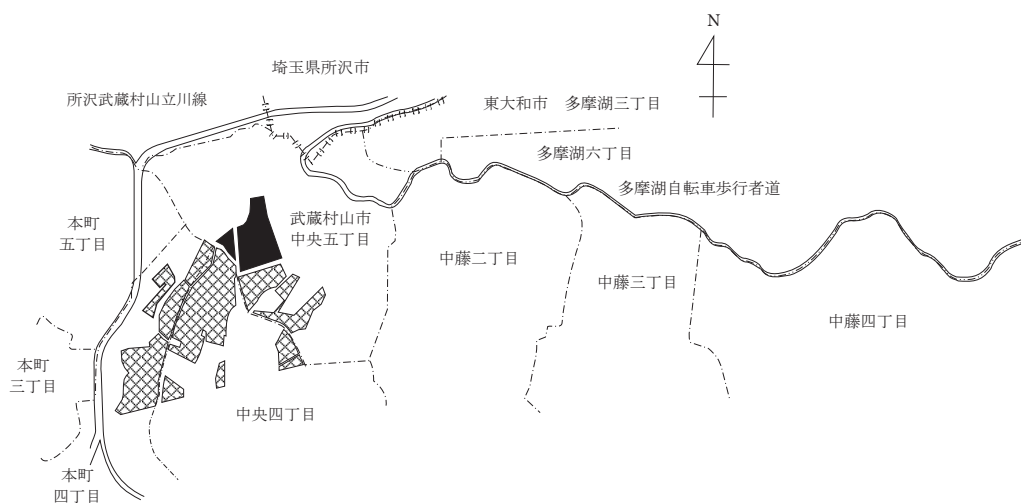


別図(3)

東京都立中藤公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市中央五丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	四九、九九八・四〇 平方メートル	一〇、六九八・八五 平方メートル
変更後の面積	六〇、六九七・二五 平方メートル	



公
告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に關する工事は、完了した。

令和六年四月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市伊奈字柴木九百八十番三から同番五まで及び九百八十一番三から同番六まで
港区高輪三丁目二十二番九
タマホーム株式会社

タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥

青梅市今井二丁目千八十五番
羽村市小作台二丁目十八番

株式会社西武住販

代表取締役 根岸 美雪

国分寺市新町三丁目二十四番
小平市鈴木町一丁目四百七
十五番地一
の一

武蔵開発株式会社

代表取締役 深松 優

福生市大字福生字奈賀六百九十六番地
同番地

清水 長治

同番十四の一部

青梅市新町六丁目十六番二
号 中央区日本橋一丁目四番一

青梅開発特定目的会社

取締役
西川 康洋

立川市一番町三丁目三十一番
立川市幸町一丁目二十一番

株式会社アステック

立川市一番町四丁目三十七番
八(第一工区)

代表取締役 宮谷 祐介

立川市泉町九百三十五番地の二十八

大和ハウス工業株式会社
支配人 稲村 敏伸

稲城市大字押立字下関九百六十番、九百六十一番一及び九百六十二番から九百六十四番まで

西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

稲城市大字大丸字一ノ六十八番七から同番九まで

武蔵野市境南町三丁目八番
三號

住宅新興事業協同組合

代表理事 築地 重彦

武蔵野市境南町三丁目八百三十五番三の一部

武蔵野市境南町三丁目十五番二十四号

根岸
依子

東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 発行 電話 ○三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

一 本
箇 号

月 六、六〇〇円 七〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地二
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051